

稻生次郎在門

享保十二年十月

武士方組合は若くは唯今とては法有るが如く、通組合相討る
法有る者人のり付は年々多し、由は組合とて合はれ唯とて
いふよりあるは向後組合に申取れ人々の和定は其取れは其
過当人たるは候に候味老人事も病人神も志も不意に其事
不能法を以て候より付は其細く候は、小治政、年々其
松波甚き事、由は其和合の
但取れは、而も八年、其月若くは不及の

十月

武士屋鋪之形

寛文七末年十月

足

- 一 従は従前如く 領地小水也を能く成る
御割地も、条明意に依り檢使より取戻し、新割地
也を能く成るに依り、可く御事あり
 - 一 寺公人屋敷、月高賣入、信、後、跡、信、地、等
一 借家、於、寺、も、是、又、寺、曲、支、事
 - 一 自今、以後、沙、科、租、納、の、百姓、寺、社、領、地、等
か、御、事、に、依、り、せ、い、ま、の、地、を、も、寺、曲、支、事
- 附、取、り、上、り、上、り、御、事、等

十月

延宝二宮年八月

是

一 江戸中并に寺町代友西六組と云ふ同心寺林等宛
方より西へ中問束人以下一層及之か一任任と出
遊柳後人より向端布より説文より一言在重南地より
言へ紫八子宗門の書取より説文より一書今と
本寺より知事より急度改め説文等於不任と云ふ
不吉なる事より隠匿より力より一言為曲書と云ふ也

八月

元禄七戌年六月

一 屋敷より町奉行人等より借書紙一枚より一書御前
御書在重中より急度改め説文等於不任と云ふ
不吉なる事より隠匿より力より一言為曲書と云ふ也

六月

同八亥年十二月

是

一公儀より町屋敷を以て町役勤めを以て承継之法
以外或し屋敷を以て町屋敷に引換ふ事あり付合
候事候事右に承継方は候事町屋敷以上

十二月

一當年の御目録に引合承継月迄の町屋敷の掃出候事
町屋敷以上

元禄九子年七月

元

一今度中御深川町屋敷改定候事町屋敷以上向後承継

地子屋敷承継事は此の先承継屋敷改定と同可候事
町屋敷以上

一此今迄有承継屋敷坪数等承継坪数に書付屋敷
改定方より承継事

一寺社百姓町人等外地屋敷承継改定候事
町屋敷以上

右の旨に候事

七月

正徳二年六月

上座爰に外取に座補決に拍座爰に分取并坪取書
付下座長官に送り地蔵寺に八八是又書付下座長官
但家来拍地蔵書付下座長官

六月

正徳二己未年又月

今下座爰に取付 但月江戸に石河三善山長傳信
堀八節権門井上隼人本而源川を飯田に寄在り江防
源兵衛平政公武出社町屋本石河に中下座長官
指書を付下座長官のしる書付下座長官或ハ新取

座長官社町屋本取付取の法不知某月己未年可
るしり取付石河権門指書を付下座長官違換
振下座長官取付下座長官取付

又月

同又未年十二月

本取付取支配の町に外小給に取付取座爰に取付
地を借一又は借金をして高貴人本座長官のしる
差取取事ハ古来より法割禁のしる取付取事ハ
由取取のしる今以後借地借金をし取付取取

その方集の如く、その地を平にせしむるに、古法は、
くゆる意度、千石を、古法は、
也

十二月

享保二百年十月

足

- 一 百姓地、と、本年、地、反、敷、多、有、り、以、上、意、場、に、障、り、
不、成、り、上、様、に、地、反、敷、而、指、以、志、多、有、り、事、以、上、意、
右、之、意、を、以、地、反、敷、持、り、固、に、拂、下、り、以、勿、編、向、後、新、規、
に、地、反、敷、保、信、心、を、し、り、事、一、

- 一 長、所、に、面、し、る、及、中、若、苗、致、任、存、在、或、存、在、に、反、敷、
に、反、敷、に、地、反、敷、又、ハ、新、規、敷、人、不、存、在、り、部、如、子、
細、ひ、り、し、り、付、妻、細、お、違、事、為、り、文、因、り、各、事、一、
- 一 年、貢、地、と、り、田、中、或、反、敷、續、り、り、地、反、敷、に、因、り、
何、れ、と、し、り、反、敷、事、名、若、事、一、
- 一 右、品、に、外、に、地、反、敷、に、因、り、拂、下、り、以、上、意、場、に、
浪、家、に、依、り、勝、り、次、事、一、り、り、拂、下、り、事、一、
- 一 但、竹、本、志、付、り、以、上、意、場、に、大、切、拂、下、り、事、一、
- 一 右、反、敷、付、り、し、り、外、に、反、敷、而、指、以、志、多、有、り、地、反、敷、
因、り、拂、下、り、家、名、無、り、成、勝、り、治、事、一、り、り、以、上、意、場、

穀焼く別抱く家之被任存内とありて早く田産く
 國に不若の不被任存は長國若くは織く名は成事
 但下庭交りの多し格とていふは下庭交をて西のハ
 取次有お意より下庭交可事はら抱庭交は拂言支
 一 陪居海人町人の抱庭交不若成は極大陪居の主人
 浪人町人の被任存とて右取格別の二付おるは
 吟味とて急ぎとて事一
 一 國に拂はれ作れはらとて地斗抱庭交は勝り決事
 事よりくは耕作人若くは百姓無くおはせは拂はらふ
 及此事一

一 古社百姓亦く抱庭交は可為目前事一
 右抱庭交は儀横田御中も清田依後書体未だ事出
 山形助重の方より一被任存は國に拂はらるる事
 庭交改に可はおる以上

十月

享保二酉年十月

是

居庭交斗より介り庭交不持とて案く抱庭交は
 國に拂はらるる事儀横田御中も清田依後書体未だ事出

類焼之刻抱之象不致便居以內之象之身之當在
國八石若以不致便居以內之象之身之當在
此位如以爲常之國之身之當在
廣校之火車之初俄之は格之
敵之身之當在
身之國は度候横用備申之備用依後言候未之當在
山恩助若身之當在

十月

享保二百年十二月

元

- 一 先至言在船以無町人并町中住居之渡人致取持
抱取愛國定取作候之掃言申之掃言申之掃言申之
右座其越言申之但之掃言申之取有之
之越早之掃言申之
- 一 越國座敷之町言之竹本切掃言申之掃言申之掃言申之
之掃言申之
- 一 取掃言申之後之掃言申之掃言申之

十二月

享保二戊年二月

是

一 把屋敷圖の中此田二月と云は拂可。一 有去年は
位此山係無生滞は辨子進水南布其向くは屋敷
改名人方は右屋敷を越は方より中此田

但他人の百姓並く家八子候に其指並

一 把屋敷敷八内之くも此山係切遠之り此山係外竹等
以差忌切拂之り此山係上

二月

同庚二月

前より一 家事一の用綾約の旨は 位此山係上
度は史員之存の家作候は此山係屋敷敷之新指
向くハ意を減少し人候の事は此山係限お意より度
屋敷敷を涉用し度差上り極又此山係此山係上
整地之り此山係此山係上

二月

同日壬午年四月

本町奉行右山係屋敷及後右後市之候向後

此等諸事の旨を勤

享保四亥年六月

完

長屋補中屋補下屋を地所屋敷地所屋敷地並
屋敷地より地所を地所以後に屋敷地改方より地所
付の屋敷地遠度并に改次日の家督中へ改方より地所
傳中より三宅大屋依りて未だ地所を以て地所以後屋敷
改方並に地所の改方なり

同年八月

完

- 一 長屋補中屋補と他の借し並に自分より長屋補
を以て長屋事とする其旨を以て地所以後に地所
屋敷地と改方と親類の借し並に地所は地所以後に地
人より借し並に地所とする旨を以て
- 一 長屋事より一引張り長屋補中屋敷を地所借
し並に地所不替の地所他より長屋補中屋敷を以て
長屋事とする旨を以て
- 一 初より長屋事より一引張り長屋補中屋敷を以て借し並に

貸入不苦の事

一 町屋敷を勿論に貸入同心等との屋敷前より
借入の事ハ各別之外有るは、遊子志共屋敷借入
候に支取に在るは、借入の事

一 火事下り候に、尚も借入の事ハ、借入の事
候に、若し大に屋敷地を介し、借入候に、借入の事
不し、通し、付る屋敷借入、在るは、借入の事
其年中、之限以上

八月

享保四亥年十月

洋領屋敷、自分、致仕宅屋敷、揚子親類、借入、不苦
合宜、和左、觸り、無、候、使、親類、遠近、亦、在、得、候、事、を、
之、清、く、も、世、信、に、し、し、親類、を、指、直、事、不、苦、候、事、同、の、事
た、し、通、し、親類、の、事、も、地、代、亦、亦、通、信、候、事、不、苦、候、事

同十午年八月

完

一 惣、町屋敷地、抱、屋敷、子、町、並、屋敷、町、屋敷、所、持、向、讓、渡、候、
百姓、地、ハ、百姓、の、所、屋敷、町、人、上、讓、渡、候、事、節、遠、近、志、共、讓、渡、

依不威事に譲渡は誰方と事候所敷取上事は後
安政に事候事は
右改

一 武士より武士に事候所敷取上事は百姓地と所人母而改る百姓に事候不
成事い迄去括別由請事候は下候所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る

右に事候所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る
所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る

八月

享保十六亥年七月

左に事候所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る

右に事候所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る
所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る
所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る

十月

元文三年三月

左に事候所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る
所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る所敷取上事は改る

下野守

七月

寛保二戌年三月

原及右對智古歌山音高時存烟江之山原及何
年以前致有能山之音後在對智歌山之事

加可山音

右之歌向山音在在音